

子どもの読書活動推進の現状と課題について学ぼう

得松昭行

はじめに

子どもの読書活動の推進に関する法律の施行、同活動推進基本計画の策定に続いて、大分県読書活動推進計画が策定されたのを機に、別府大学では「子どもの読書活動推進研修会」を開催することにした。司書教諭、図書館担当教員、幼稚園教諭、保育士、学校司書、図書館員、図書館ボランティア活動者などに幅広く呼びかけ、平成16、17、18年の夏に延べ400名が参加し、講師や先進的な実践家に学ぶとともに、実践交流を通して子どもの読書をめぐる現状と諸課題について考えてきた。

研修会参加者の『声』(p.39～42)では、子どもの読書活動推進に関わっている人達のがんばり、悩み、要望、意見などが出されており、大分県における子どもの読書をめぐるさまざまな現状や重い課題について数多く述べられている。

また、司書教諭や学校司書の学習会、司書教諭養成講習、図書館ボランティアの人達の集まりなどで子どもの読書活動推進に意欲的に熱心に取り組んでいる人達から話を聞くことが多いが、現場がかかえている課題、とりわけ学校図書館の貧弱さを中心にした問題の大きさを見逃すわけにはいかない。ほんの一例だが、せめて昼休みだけでも『人』のいるあたたかい図書館にしようと孤軍奮闘している小規模小学校の教諭の嘆きは聞き逃せない。「一人でいくらがんばっても納得のいく図書館運営はできません」「学校図書館ができて50年以上ずっと無人で、乏しい資料に先生も保護者も慣れっこになってしまっていて『人』の配置にも、『資料』の充実にも無関心で、学校図書館の存在も役割も忘れてしまっている。図書費の公費増額なんてあきらめていて、だれ一人要望の声を挙げない」などと失望感とあきらめをあらわにして嘆く。「こんな状況で何が読書推進ですか。熱心な人達の善意や努力は尊いけれど、善意や熱意だけでは子ども一人ひとりの真のニーズに応えることはできません」とも。

別府大学のこの研修会をずっと指導的立場で関わってくださっている横浜市立大学の朝比奈大作教授からは、話を承ったり著書から多くのことを学ばせていただいたりしているが、今回の講演「読書活動推進の発想転換」では、先生の長年のマグマが爆発したのかと度肝を抜かれると同時に、読書活動推進の困難さについて真剣に考えなければならないことを思い知らされた。講演の中からほんの一二を挙げさせていただくが、「図書館を使った授業などしたこともなければ、受けたこともない」「お金をかけない読書活動推進はやめよう」「公共図書館は少ないが、学校には必ず学校図書館があるけれども、学校図書館は極めて貧弱である」「『学校図書館です』ということがおこがましいほどの予算しか持っていない学校図書館のような小さな図書館を『図書館』と称してはいけない」などの指摘について、研修会等の機会にみんな考えていきたい。

併せて、第1回子どもの読書活動推進研修会で山月美江子氏（当時挾間町立図書館長）が述べておられる「私は『大分県子ども読書活動推進計画』策定に関わったが、何よりもこの推進計画を知り、読み、検討し、わが市町村は子供の読書推進にどこから手をつけていくかを考え、実現に向けて動きを始めない限り、計画は絵に描いた餅で終わってしまう」について、朝比奈氏から無駄だと笑われるかも知れないが、山月氏の期待に少しでも応えるために本誌に「計画」の全文を掲載し、司書教諭養成科目「読書と豊かな人間性」で取り上げたり、学習会などで検討したりして具現化に向けて努力していきたいと考えている。

大分県子ども読書活動推進計画 (おおいたこども夢ライブラリー計画)

大分県教育委員会

平成16年2月

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。〔1〕

特に、近年、科学技術の進歩、国際化の進展、少子高齢化の進行など社会の変化にあわせて「不易・流行」の教育改革が進められている。情報化社会の中で、読書はまさに教育の中でも「不易」のものとして、ますます必要になってくる。情報化が進むと断片的な情報を受け取るだけの受け身の人間になってしまい、自分でものを考えなくなる。自分でものを考える必要があるからこそ読書が必要なのである。

本を読むという営みは習慣であって、一度この習慣がつくと一生変わらないといわれている。大人になって読書の習慣をつけることは不可能でないまでも非常に難しいが、乳幼児期などの早い時期に本に慣れ親しむことは、読書の習慣を身に付けるうえで極めて重要である。

また、図書館にやってくる子どもたちは、目的、興味、関心、年齢、能力、家庭環境など一人ひとりが異なっており、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるような環境整備を推進していく必要がある。〔2〕

読書活動を進めていくためには、早期の読書習慣の形成、すべての子どもたちに同じような条件で読書活動ができる環境の醸成を推進していくことが特に重要である。〔3〕

・本県の実状を踏まえた推進体制の整備の必要

本県では、人材溢れる「発展」の県づくりを推進しており、歴史的にも、日本のアンデルセンと呼ばれ、メルヘンの語り部の「久留島武彦」をはじめ、「広瀬淡窓」、「福沢諭吉」など、郷土の歴史と風土が育んだ日本の代表的な先哲を輩出している誇るべき伝統を活かし、本県の実状を踏まえて、推進体制を整備していく必要がある。

また、県財政が危機的状況にあることから、ゼロベースの行財政改革を実施している中であり、現在ある推進体制の枠組みを活かしながら、読み聞かせグループ等のボランティアの活用などにより、いかに読書活動を活性化していくかが課題となる。〔4〕

・読書活動を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進する必要

子どもの読書活動に係る事業主体は、県、市町村、学校、地域（読み聞かせグループ等）、家庭が大きな役割を果たしている。各事業主体がその役割を十分に果たしていくとともに、学校が読み聞かせグループ等に朝の読書活動で協力を求めることや図書館と学校が蔵書の相互検索を進めるなど、事業主体間の連携・協力がなければ子どもの読書活動の効果的な推進は難しい。〔5〕

また、県内では、市町村合併が進んでおり、合併による1市町村の行政区域の広域化も考慮した計画とすることも課題となる。〔6〕

このため、大分県における子どもの読書活動を推進するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「大分県子ども読書活動推進計画」を策定する。

2 計画策定の背景

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定するなど、子どもの読書活動を国を挙げて支援するための施策を推進している。

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律の施行

国は、読書活動の推進に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する目的で、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）を施行した。

同法の第9条の第1項には「都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」また、第2項では、「市町村は、子どもの読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」としている。^{〔7〕}

また、4月23日を、「子ども読書の日」とすることなどが定められている。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成14年8月2日に閣議決定された。

基本計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められており、「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取り組みの推進」、「社会的気運醸成のための普及・啓発」を主要な内容としている。

また、国は、計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

3 読書活動推進のためのキャッチフレーズ

本計画が「子ども」の読書活動を対象としたものであることから、あらゆる場所において、大分県の子ども達が本を読むことができる体制＝「夢ライブラリー」を作るという趣旨に基づき、親しみやすい

キャッチフレーズを下記のとおり名づけ、県、市町村、学校、地域（読み聞かせグループ等）、家庭が全県的に子どもの読書活動を推進する。

「おおいた子ども夢ライブラリー計画」

4 計画の期間

本計画の期間は、本計画策定時よりおおむね5年間とする。^{〔8〕}

5 計画の進行管理

大分県教育庁生涯学習課が本計画の進行管理を行う。

II 各事業主体における取組の現状と課題

1 県の取組の現状と課題

(1) 県の取組の現状

①県が直接実施している子どもの読書活動の推進に関する事業

ア 県立図書館子ども室の事業

幼児、小・中学生のための部屋を設置し、絵本をはじめ幅広く収集した児童書を約95,000冊（開架59,000冊、閉架36,000冊）収蔵しており、貸出冊数は、平成14年度で約258,000冊である。なお、児童書の購入実績は、平成13年度が3,714冊、平成14年度は3,325冊となっている。

また、毎週水曜日にストーリーテリング（素話）や読み聞かせ、紙芝居等を実施するとともに、毎月第1・3・4土曜日に、読み聞かせ、ブックトーク（本の紹介）等を実施している。

イ 読書感想文コンクール「大分県先覚者に学ぶ」

読書活動を推進し、郷土愛を育成し、青少年の健全育成を図るため、小学校5・6年生・中学生・高校生が、大分県の先覚者の中から1人を選び、その業績や人物像に関する本を読んで、感想や意見を手紙文や感想文等にまとめる読書感想文コンクールを平成15年度から実施している。

ウ 司書教諭の配置

学校図書館の専門的職務を行うための司書教諭を、平成15年度から、12学級以上の小・中・高等学校に配置している。

エ 広報活動等

幼児・小学生が本に親しむ機会をもてるようにするため、子ども読書の日（4月23日）を含む「こどもの読書週間」に、「そよかぜげんき広場」を実施し、絵本の読み聞かせなどの啓発イベントを実施するとともに、子ども読書の日に係るポスターを作成し配布している。

②市町村・ボランティア団体支援事業

ア 公立図書館等職員研修の実施

県立図書館が、市町村の司書等を対象として、図書館サービス等の専門的、技術的向上を図るための研修を、年5回実施している。

イ 子ども文庫・読み聞かせグループ発表・交流会

県立図書館において、県内の読み聞かせ実践者等の研修、交流を目的として、読み聞かせグループの活動発表及び講師による指導・助言を実施している。また、ストーリーテリングに関心を有する者を対象とした公開講座を開催している。

(注) 読み聞かせグループ等：

本の読み聞かせの他、ストーリーテリング、紙芝居等の活動を実施するグループを含めています。

ウ 県立図書館読み聞かせキャラバン

地域の読み聞かせグループ等の養成等を目的として、読み聞かせ等の実践に関心を有する者を対象に、県立図書館の職員・地域の実践者・講師による実技指導及び助言を、2教育事務所管内で実施している。

エ 団体貸出文庫

県民の読書活動を支援するため、読み聞かせグループを含めた読書団体、学校等を対象に、1,000冊まで、3か月以内で資料の貸出を実施している。

オ ブックスタート事業

親子が暖かいぬくもりの中で、「絵本」を介して言葉や心を通わせることにより、子どもの健全な育成を図るため、乳幼児検診等の際、保健師や読み聞かせボランティアと協力し、絵本を介した赤ちゃんとのコミュニケーションの取り方等を説明し、絵本、イラスト・アドバイス集等の入ったブックスタート

バックを保護者に贈呈する市町村に補助している。

(平成15年10市町村が実施)

カ 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに、親同士の交流事業を実施する市町村に補助している。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児をもつ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容としており、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うことを内容とした国庫補助事業であり、8市町村が実施している。

キ 家庭教育の推進

家庭教育の在り方を見つめ直す機会として実施している「子育てワンポイントアドバイス講座」、乳幼児期や小学生をもつ親向けの資料として作成している「家庭教育手帳・家庭教育ノート」の配布、家庭教育に関する情報を提供するための特別番組の放送などを通じて、幼少期の読書の意義などについて啓発している。

(2) 県における課題

- ① 図書館、地域、学校において、より多くの読み聞かせ活動を促進していくため、読み聞かせグループ等の養成・支援をより充実していく必要がある。
- ② 市町村における読書活動を充実するための蔵書の整備に資するため、県立図書館の新刊児童書の購入を充実し、選書の参考に提供していく必要がある。また、県立図書館に乳幼児向け優良図書を整備し、市町村や、読み聞かせグループに貸し出していくことによって、市町村における優良図書の整備を促進していく必要がある。
- ③ 子どもの段階的な発達を促す観点から、子どもの興味・関心にあった優良図書情報（ブックリスト）を提供し、幼児期等の母親の子育て支援に資する必要がある。
- ④ 市町村の図書館等における読書活動を活発化するため、図書館等、職員を対象として、先進

的な事例や効率的な事業の推進の方法などについての研修や情報提供を行っていく必要がある。

- ⑤ 子どもを含めた県民全体に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子ども読書の日（4月23日）などを中心として、広報・啓発活動を推進していく必要がある。

2 市町村（公立図書館及び公民館図書室等）の取組の現状と課題

(1) 市町村（公立図書館及び公民館図書室等）の取組の現状

① 施設・設備の状況

○図書館等の設置状況

県内の市町村立図書館数は22館であり、また、平成14年度に資料購入費を予算措置した公民館図書室数は75館となっている。

そのうち、児童図書室（コーナー）を設置しているのは、15市町村である。

市町村合併が進められる中、図書館未設置市町村は解消されることとなる見込みである。

広域的な市町村域に対応して、移動図書館車の配置は、9市町（11台）で見られ、平成15年度に国庫補助事業により1台を配置予定である。

また、県内には、39の児童館があり、館内に図書室等を設置している。

私立の児童図書館は、2館（中津市と別府市）となっている。

○資料購入費の状況

市町村立図書館及び公民館図書室の資料費（図書購入費）の予算措置状況は、平成13年度が約2億2千万円、平成14年度は約1億8千6百万円と減少している。

② 関係事業の実施状況（平成15年度県調査）

ア 機会提供事業

(ア) 読み聞かせ事業

図書館・公民館図書室等において、読み聞かせを実施している市町村数は、35市町村、保健センター、児童館等において実施している市町村数は、18市町村である。

(イ) ブックトーク等

本の内容を紹介するなどのブックトーク等の実施市町村数は、14市町村である。

(注) ブックトーク：

ひとつのテーマをもとに何冊かの本の内容を紹介すること。本についてのお話。

(ウ) ブックスタート

ブックスタートパックを保護者に贈呈する事業の実施市町村数は、10市町村である。

イ ボランティア団体支援事業

ボランティアの育成のための研修を実施している市町村数は、14市町村である。

ボランティアサークル等の人材ネットワークの形成のための機会・場づくりの実施市町村数は、6市町村である。

団体・グループの活動の場を確保をしている市町村数は、17市町村である。

団体・グループの情報交換の場づくりをしている市町村数は、10市町村である。

団体・グループの事業に対する補助金を交付している市町村数は、2市町村である。

団体・グループの事業への講師の紹介・派遣をしている市町村数は、4市町村である。

ウ 広報活動等

広報資料を作成している市町村数は、33市町村である。

イベント（フォーラム等）を実施している市町村数は、7市町村である。

読書に関するホームページを作成している市町村数は、7市町村である。

(2) 市町村における課題

① 市町村合併が予定される中、市町村の広域化に対応するとともに、総合的に子ども読書活動を推進していくための読書活動の推進体制（計画）の整備をしていく必要がある。

② 図書館、地域、学校において、より多くの読み聞かせ活動を実施していくため、読み聞かせグループ等の支援・養成を図るとともに、図書館、公民館等における実践の機会を作っていく必要がある。^[9]

③ 子どもを含めた県民全体に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子ども読書の日（4月23日）などを中心として、広報・啓発活動を推進していく必要がある。

④ 市町村における読書活動の推進役である司書をはじめ、図書館等の業務に携わる職員の資質向上のための研修を実施していく必要がある。^[10]

- ⑤ 乳幼児期からの習慣づけを図るため、ブックスタート事業等の乳幼児期対応の事業を、県の補助事業を活用するなどして、実施していく必要がある。

3 学校の取組の現状と課題

- (1) 学校における取組の現状（平成15年度県調査・全国は平成14年度）

① 施設・設備の状況

ア 施設の状況

学校図書館法第3条に基づき、すべての学校に学校図書館が設置されている。

イ 図書資料の状況

（国の予算措置等）

国は、平成14年度に「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年約130億円、総額650億円の地方交付税措置が講じられることとしている。^[11]

また、学校図書館の蔵書冊数については、文部科学省が、学級数による段階別の標準冊数（学校図書館図書標準）を示している。^[12]

（県内の状況）

図書標準冊数に対する各学校の整備達成率については、県内小学校の45.8%が標準冊数を上回っている。^[13] 全国では、33.7%の小学校が上回っている状況であり、全国平均よりも高い。

中学校についても、県内では36.4%が標準冊数を上回っている。^[14] 全国では、26.5%の中学校が上回っている状況であり、全国平均よりも高い。

② 関係事業の実施状況

ア 「朝読書」等、読書に係る行事の実施状況

(ア) 全校一斉読書活動

全校若しくはクラス単位で一斉に参加することによって、必ずしも、読書習慣がない児童・生徒が本と出会うきっかけづくりになり、読書習慣を身に付けさせるためにも有効であることから、「朝読書」等全校一斉の読書活動を実施している小学校は、287校（82.7%）^[15] であり、全国平均の77.8%を上回っている。

中学校では、65校（45.5%）^[16] であり、全国平均の60.5%を下回っている。

高等学校では、27校（49.1%）^[17] であり、

全国平均の24.6%を上回っている。

(イ) ボランティア等との連携

ボランティア等との連携を実施しているのは、小学校では、43校（12.4%）^[18] であり、全国平均の31.5%の4割程度にとどまっている。

（ただし、ボランティアによる読み聞かせ実施校は含まない。例えば平成14年度に大分市内のすべての小学校（52校）で、全校一斉の読書活動を実施しており、そのうち44校が、ボランティアによる読み聞かせを実施しており、その数は含んでいない。）

中学校では、4校（2.8%）^[19] であり、全国平均の11.5%に比しても非常に少ない。

高等学校では、実施校がない。^[20] 全国では、2.5%の高等学校が実施している。

イ 学校図書館の開放と公共図書館との連携

(ア) 学校図書館の開放

学校図書館の開放状況については、県内の小学校は、50校（14.4%）が実施^[21] しており、全国平均の9.1%を上回っている。

中学校については、16校（11.2%）^[22] となっており、全国の5.7%を上回っている。

高等学校については、2校（3.6%）^[23] となっており、全国の5.2%を下回っている。

(イ) 公共図書館等との連携状況

図書館資料の貸借・定期連絡会・公共図書館司書の巡回訪問などにより公共図書館と連携を実施している県内の小学校は、150校（43.2%）^[24] であり、全国の77.8%の半分程度である。

中学校については、31校（21.7%）^[25] であり、全国の60.5%の3分の1程度である。

高等学校については、14校（25.5%）^[26] であり、全国の24.6%を若干上回っている。

なお、県立図書館の「団体貸出」を利用している学校数は、84校^[27] である。

(2) 学校における課題

- ① 学校教育において読書活動の促進を図るためには、質の高い学校図書館資料の整備が不可欠であり、学校に費用者である市町村は、交付税措置に対応した図書購入費の予算措置に努めていく必要がある。^[28]

② 「読書、朝読書」等、全校一斉の「朝読書」

等を実施することにより、図書館の利用を促進したり、国語や総合的な学習をはじめ様々な機会を通じて、読書活動に全体的に取り組む必要がある。

- ③ 学校図書館の資源（蔵書）の有効活用の観点及び「開かれた学校づくり」の観点からも、学校図書館の開放を推進する必要がある。²⁹ また、学校図書館にない公共図書館の蔵書の有効活用や図書館運営に関する助言を受けられるなど、相互の役割分担を明確にし、学校図書館と公共図書館とが連携する必要がある。³⁰
- ④ 子どもにとって楽しい学校図書館づくりや読み聞かせ活動の実施のためにも、各学校の実状に応じて、図書の整理や「朝読書」の時間の読み聞かせなどにボランティアを活用していく必要がある。

4 地域（読み聞かせグループ等）における現状と課題

(1) 地域における現状

平成14年度に県立図書館が実施した「子ども文庫・読み聞かせグループ交流会」で把握したグループ数は、93グループであり、平成15年度は、107グループに増えている。主な活動場所は、公立図書館、公民館、学校である。

全国では、自発的に組織するグループが約5,000あり、文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

読み聞かせグループ等の活動のための援助として、活動の場所の確保をしている市町村数は、17であり、読み聞かせグループ等の情報交換の場づくりを行っている市町村数は、10である。

読書グループ等に補助金を交付しているのは2市町である。

なお、読み聞かせ活動の支援として、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターが運営する「子どもゆめ基金」により、子どもの読書活動の振興を図る活動に対し助成を行っており、助成金の額は市町村規模の場合で、子どもを対象とする読書活動の場合は10万円、子どもの読書活動の支援活動の場合は50万円を上限としており、都道府県規模の場合は、100万円を上限としている。

平成15年度の大分県の助成は、2団体の「絵本の会」活動及び読書フォーラム「絵本の可能性」

活動に対して、約80万円となっている。

(2) 地域における課題

- ① 地域の教育力の向上が求められる中、子育て支援グループ等が地域における読み聞かせ活動を実施できるようにするため、読み聞かせグループ等を養成する研修を実施していく必要がある。
- ② 読み聞かせグループのさらなるレベルアップのために、グループ相互の交流及び専門家による研修を推進していく必要がある。
- ③ 読み聞かせを実施する際の重要な要素である本の選択の参考とするため、様々な本を選書のための資料として提供していく必要がある。

5 家庭における現状と課題

(1) 家庭における現状

子どもの読書活動を推進するための家庭の役割については、国の基本的な計画の中で「子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣づけを凶ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。」としている。

保護者の読み聞かせへの期待でも、全国学校図書館協議会の全国調査において、小学校では、子どもが本をよく読むようになるためには、r親が本を読んでやる。」ことを重要と考えている保護者が45%を越えており、また、就学前においても読書の習慣付けを行うことから重要であるが、家庭において、読み聞かせを実施しているのは少ないようである。

このため、家庭における読み聞かせ等を推進するため、市町村において、ブックスタート事業（乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動）を実施しているのは、10市町村であり、県の補助事業としても、市町村を対象に「市町村ブックスタート支援事業」を平

成15年度から実施している。³¹

また、県は、「絵本の読み聞かせ事業」を平成15年度から実施しており、絵本の読み聞かせに関する講習会や親同士の交流会を実施している。

なお、国及び県が、乳幼児や小学生等をもつ親に配布している「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図っている。

(2) 家庭における課題

① 読書習慣の形成のため、県及び市町村の実施するブックスタート事業や絵本の読み聞かせ事業等を活用して、家庭における読み聞かせを実施するなど読書のきっかけづくりに努めていく必要がある。

② 読書に関する興味や関心を引き出すため、様々な場所で実施される読み聞かせ等の読書関連事業に親子そろって参加したり、読書を通じて、子どもが感じたことや考えたことを話し合うなど、読書を親子のふれあいの機会として活用していく必要がある。

Ⅲ 各事業主体の具体的方策と連携・協力の促進

子どもの読書活動を推進するための施策を、計画に係る5年間は、特に下記の2点に重点化し取り組むこととする。

1 読書習慣の形成

子どもの時期（早い時期）に読書活動が習慣化すれば、一生変わらないと言われており、子どもに本に慣れ親しむ機会を与える必要がある。

2 あらゆる機会・場所における読書機会の提供

すべての子どもが、あらゆる機会・場所で、読書活動ができるような環境の整備を推進する必要がある。

この2点の重点施策を達成するために下記の具体的な方策を推進する。

また、あわせて全県的な取組を進めるために、広報・啓発を充実させるとともに、関係者が連携・協力して、子どもの読書活動を推進するための体制整

備を進めていく。

1 読書習慣の形成

(1) ボランティア読み聞かせグループの支援 (必要性)

読み聞かせは、子どもの想像力を豊かにし、言葉に対する感覚を養い、語り手と聞き手との心の交流が生まれることにより豊かな感情を育み、集中力を養うなどの効果があることが言われている。子どもに、幼児期や小学校・中学校の時期を通じて、公立図書館等や学校において、読み聞かせの機会を作っていく必要がある。

(具体的方策)

(研修体制の整備)

・県は、引き続き、読み聞かせに関する研修を実施する。

(「読み聞かせグループ発表・交流会」、「読み聞かせ地域研修会」、読み聞かせ技術の向上や指導者の養成のための研修等を実施する。)

・市町村は、読み聞かせグループの研修会等の実施に努める。

(活動の場の確保)

・県及び市町村は、図書館等での読み聞かせ事業の実施に努めるとともに、ボランティアグループの活用を図る。

・学校は、読み聞かせ等でのボランティアグループの活用を努める。

(学校での「朝読書」等の再掲)

(財政的支援)

・県及び市町村は、「子どもゆめ基金」等の読み聞かせの支援に関する情報提供を行い、ボランティアグループは、その活用を図る。³²

目標

子どもの読書習慣の形成のため、読み聞かせグループ等の研修会などを通じて、読み聞かせグループ等の養成と活動実態の把握に努め、さらには、読み聞かせグループ等に係る情報提供に努めることにより、すべての市町村で活動を可能にする。

(2) 発達段階に応じた図書資料の情報提供

(必要性)

子どもたちは、目的・興味・関心・年齢・能力・家庭環境など一人ひとり異なっており、子どもの段階的な発達を促す観点から、子どもの事情・関心にあった本の情報提供に努めていく必要がある。

(具体的方策)

・県は、発達段階のすべて（乳幼児・小学校の低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校）における優良図書情報の提供に努める必要があるが、当面、要望が多く、乳幼児検診時等での事業実施の奨励の観点からも、乳幼児期の優良（おすすめ）図書リストを作成する。

作成にあたっては、市町村の図書関係者や保育園、幼稚園などの利用だけでなく、保護者の学習資料としても活用が可能なものにする。

作成後の新規の情報は、ホームページに掲載し、情報提供する。

目標

子どもの読書習慣の形成のため、乳幼児期などの発達段階別の優良図書リストの作成に努め、公立図書館等に優良図書を整備することにより、すべての子どもへの優良図書の提供を可能にする。

(3) 学校での「朝読書」等、読書に係る行事の実施

(必要性)

全校若しくはクラス単位で一斉に参加することによって、必ずしも、読書習慣がない児童・生徒が本と出会うきっかけづくりになり、読書習慣を身に付けさせるためにも有効である。

また、図書館の利用を促進したり、国語や総合的な学習をはじめ様々な機会を通じて、読書活動に全校的に取り組むことが有効である。

(具体的方策)

・学校は、全校一斉の読書活動が、全国レベルとなるよう努める。

・学校は、ボランティア等との連携が、全国平均を下回っており、積極的な活用が望まれる。

特に、読み聞かせ活動をしている団体の受け入れを可能にするための学校側の雰囲気作り

に努める。³³

目標

子どもの読書習慣の形成のため、学校での「朝読書」等、行事の実施率を全国レベル以上に

(4) 家庭での読書活動推進（ブックスタート事業等）

の実施

(必要性)

ブックスタートは、赤ちゃんと保護者が絵本を介して向かい合い「暖かくて楽しいことばのひととき」をもつことを応援するため、地域の保健センターで行われる0歳児検診の機会に、すべての赤ちゃん

(具体的方策)

・県は、読書を通じた子育て支援事業（「ブックスタート事業」「絵本の読み聞かせ事業」等）を実施する。

・県は、家庭教育の指導者に対して、幼少期からの子どもの読書の促進について啓発を行うなど、家庭教育を充実させる。

・市町村は、補助事業を活用するなどしてブックスタート事業等の実施に努める。

目標

子どもの読書習慣の形成のため、家庭教育に係るすべての事業の中で、読書の意義等の啓発をする。

2 あらゆる機会・場所における読書機会の提供

(1) 図書館職員の研修の充実及び先進事例の情報提供

(必要性)

図書館等の職員の意欲、熱意及び専門的技術の向上が、図書館の利用増や読書活動の推進につながることから、職員に、先進的な事例や効率的な

事業の推進の方法などについての研修や情報提供を行っていく必要がある。³⁴

(具体的方策)

- ・県は、読書活動推進事例などの情報提供を図るための市町村職員及び図書館職員研修会を実施する。³⁵
- ・県は、司書教諭の研修会を実施する。³⁶
- ・県は、市町村や学校が実施する研修会に、県立図書館の職員を派遣する。³⁷

目標

職員の資質の向上を図るため、すべての図書館等職員が研修を受講できるようにする。³⁸

(2) 学校図書館の開放と公共図書館等との連携

(必要性)

学校図書館は、設置目的が、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成する。」となっていることから、地域住民への開放が進んでこなかった。資源（蔵書）の有効活用の観点及び「開かれた学校づくり」の観点からも、開放を推進する必要がある。

また、公共図書館と学校図書館が連携することで、相互の補完及び蔵書整備などの効率化を進めることができる。

(具体的方策)

- ・高等学校は、各校の実状に応じ、学校図書館の開放に努める。
- ・小・中学校は、公共図書館との連絡を密にし、図書の借り入れ及び運営の効率化等に関して相互協力の推進に努める。³⁹

目標

あらゆる機会・場所における読書機会の提供を進めるため、学校図書館の開放を進め、全国レベル以上にする。⁴⁰

(3) 学校図書館の図書資料の整備等

(必要性)

学校教育において、読書活動の促進を図るためには、学校図書館資料の整備が不可欠である。

国は、小・中学校図書館の計画的な資料整備を

図るため、平成14年度からの5年間で総額約650億円を地方交付税措置している。大分県の子どもが他の地域に住む子どもと比較して、少なくとも不利な状況とならないように、交付税措置分が地方公共団体において予算措置するなど、計画的な整備を推進する必要がある。⁴¹

また、学校図書館については、人的な環境を整備することが重要であることから、ボランティアの積極的な活用による必要な人材の確保を含めた取組を推進する必要がある。⁴²

(具体的方策)

- ・学校の設置者である市町村は、図書購入費に係る地方交付税措置額の予算化に努める。特に、中学校における予算措置に努める。⁴³

目標

あらゆる機会・場所における読書機会の提供をするため、すべての学校が、図書標準冊数を上回るよう努める。⁴⁴

(4) 市町村合併に対応した読書活動推進体制の整備

(必要性)

市町村合併が予定される中、1つの市町村の広域化に対応した市町村内における読書活動の推進体制を整備していく必要があり、図書館の中央館を中心とした分館体制の整備・移動図書館車の活用、地区公民館の資料整備などにより、きめ細かなサービスを提供していく必要がある。

(具体的方策)

- ・市町村は、市町村合併によって、広域化が予想される行政単位に対応した施設・設備等の推進体制の整備及び子ども読書活動推進計画の策定に努める。
- ・市町村は、子ども向けの図書資料費の予算確保に努める。⁴⁵

目標

すべての市町村は、国の基本計画及び県の「子ども読書活動推進計画」を基本とし、推進計画を策定するよう努める。⁴⁶

(5) 障害のある子どもの読書活動の推進

(必要性)

視覚障害、知的障害、肢体不自由等、障害の状態や特性、発達段階等に応じて、障害のある子どもが読書を楽しめるような取組を推進する必要がある。⁴⁷

(具体的方策)

- ・県は、朗読ボランティアによる朗読サービスの活用についての情報提供を促進し、利用の拡大を図る。
- ・県及び市町村は、障害の状態や特性等に応じて、読み聞かせ等を実施し、読書習慣の形成に努める。
- ・県及び市町村は、国立国会図書館、日本点字図書館、大分県点字図書館などの関係機関との連携を図って障害児等へのきめ細かなサービスの実施に努める。

3 広報・啓発の推進

(必要性)

子どもを含めた県民全体に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子ども読書の日（4月23日）などを中心として、広報・啓発活動を推進していく必要がある。

(具体的方策)

- ・県及び市町村は、春、秋の読書週間に、ボランティア等の協力をえながら、子どもの読書活動を推進するための事業を実施する。
- ・県及び市町村は、広報誌等を活用して、読書の奨励をする。
- ・図書館・図書室の情報など読書関係のホームページを未設置の市町村は、その開設に努める。

4 連携・協力体制の整備及び支援

子どもの読書活動を進めるにあたっては、県、市町村、学校、地域（読み聞かせグループ等）、家庭が、具体的な方策を実施していくこととなるが、それぞれのみでは実施できない、あるいは有効かつ効率的な活動ができにくいことが多い。

子どもにとっては、様々な場面で本に親しむこととなるので、各事業主体が相互の連携を進めなければ、総合的な読書活動の推進にはつながらない。

(1) 各事業主体の組織状況

県内の子どもの読書活動に関連する組織等は、下記のとおりとなっており、それぞれが設置目的に基づいて組織内の連携を図りながら行事等を実施している。

①大分県公共図書館等連絡協議会

「県内の図書館相互の連携、提携を密にし、図書館事業の発展を図り、県民文化の向上に寄与する。」ことを目的として、県内の公共図書館及び公民館図書室をメンバーとして設置し、図書館相互の資料・情報の交換、研究会の開催等を行っている。

②大分県学校図書館協議会

「県内の学校図書館の充実と発展に資する。」ことを目的として、県下小・中・高等学校の学校図書館担当教職員と加盟学校をメンバーとして設置し、会員相互及び他団体との連絡提携、情報交換、研究会の開催等を行っている。

③ボランティアグループの状況

全県的な組織はない。メンバーに子育ての真っ最中の人も多く、また、組織化を好まないグループやメンバーも見られる。

このような点から、現時点では、必要な情報の交換が可能な緩やかなネットワーク作りが適当ではないかと考えられる。

(2) 連携・協力のための推進協議会の設置について

公共図書館・学校図書館・ボランティアグループが相互に連携することで、より有効かつ効率的に読書活動を推進することにつながるが、現状では相互の連絡・連携を図るための組織がない。

したがって、相互が連携・協力し、大分県における子どもの読書活動の推進体制を整備するため、大分県公共図書館等連絡協議会、大分県学校図書館協議会、ボランティアグループの各代表及び県教育委員会をメンバーとして、

大分県子ども読書活動推進連絡協議会（仮称）を設置する。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 聾学校 (小学部)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 聾学校 (中学部)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

カ 盲学校 (小学部)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,600
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$

キ 養護学校 (小学部)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

ク 盲学校 (中学部)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	

ケ 養護学校 (中学部)

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$